

再発見した西郷隆盛書簡とその伝来について

井上 優

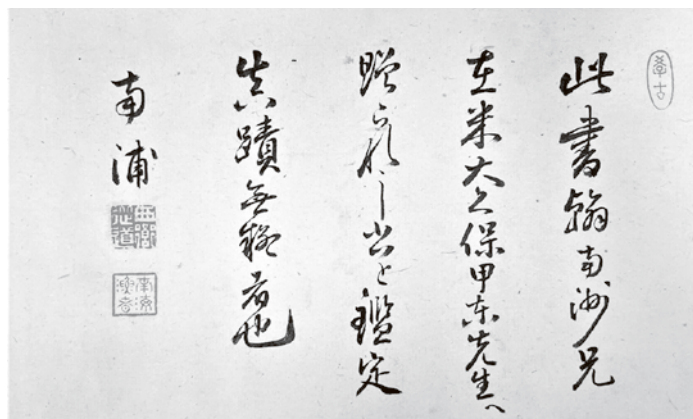
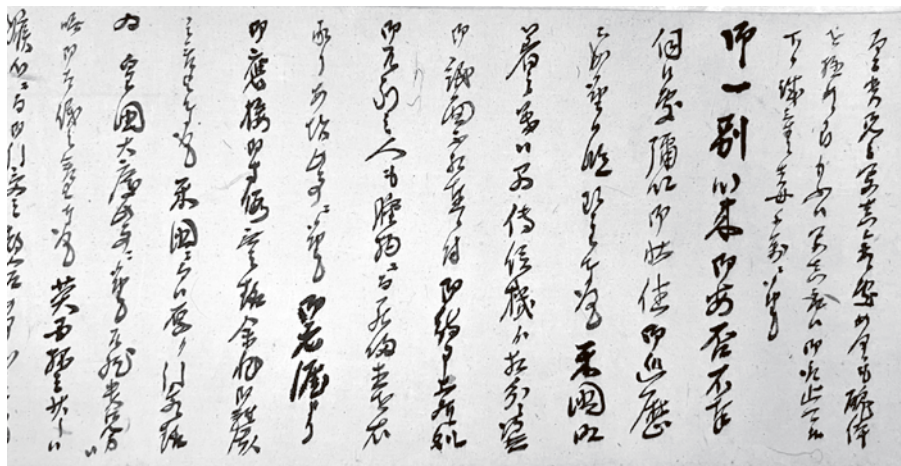
はじめに

滋賀県立琵琶湖文化館（以下、文化館と表記）は令和五年（二〇二三）九月二七日付けで、新しく大津市の個人から文化財五件の寄託を受けた。その中に「西郷隆盛書簡」（以下、書簡と表記）が含まれている。

ただし、現在の所有者は書簡を蔵するに至った過去の経緯を御存知なく、作品の内容や背景についての詳しい調査をお望みであった。そこで文化館では書簡を文化的に調査し、真作か贋作か、写本か自筆原本か、またその伝来はいかなる経緯であったか等について明らかにする必要がある。

本稿は、かかる調査の簡易報告として草したものである。もとより筆者は西郷隆盛研究の専門家ではないので、昭和二年に刊行された『大西郷全集』⁽¹⁾ や昭和五三年刊行の『西郷隆盛全集』⁽²⁾ など基礎史料集の成果に依拠するとともに、西郷隆盛書簡の鑑定に最も権威がある西郷南洲顕彰会⁽³⁾ のご協力を得ながら、調査研究を進めることとした。結果として、文化館が受託した西郷隆盛書簡は真作かつ正本（自筆原本）で、内容的にも日本近代史研究上の一級史料として紛れなき逸品である。

内容は既に知られており、全文が前掲二種の史料集に翻刻されているものの、『大西郷全集』では若干の誤読があるのと片仮名や変体仮名を無差別に標準平仮名で表記するなど原文の形を変えてしまっている点がある。



(上) [図1] 西郷隆盛書簡巻首部
(左) [図2] 附一西郷従道鑑定書

遺憾である。『西郷隆盛全集』は『大西郷全集』の翻刻をもとに、さらに読み下し表記としているので、いずれも原本の表記にはたどり着きづらい。そこで、今回の翻刻にあたっては原本における西郷手書きの文字表記をなるべく忠実に示せるよう配慮した。ゆえにもともと片仮名や変体仮名、正字等によって表現されている文字はそのまま生かし、あえて標準平仮名や常用漢字に表記統一することを避ける方針とした。

さらに、伝来についての若干の考察を加えた。最終的に、当該の書簡は滋賀県民選初代知事であった服部岩吉（一八八五—一九六五）の所有するところとなりその故に滋賀県内に伝わる結果となった品である。そのことよって、書簡は滋賀の文化財になったといえるし、なおかつ今後文化館で受託活用することの動機にもつながる。西郷から大久保利通へ送られた書簡がどのようなルートをとって服部の落掌するところとなったのか、その道のりについてもしつかりたどっていくこととしたい。

一、西郷隆盛書簡の概要と翻刻

西郷隆盛書簡の概要について記す。

料紙は楮紙で、いわゆる巻紙を用いている。法量は縦一五・八センチメートル、横は第二紙が五二・四センチメートル、一〇紙継ぎで全長四七五・〇センチメートルを計る。現状は卷子装となっており、全体に裏打ちを施し、後補の表紙と軸を伴う。また卷子の中には本紙に続いて附属文書である「西郷従道鑑定書」（料紙は竹紙一紙。法量縦一五・七センチメートル×横五五・二センチメートル。以下、附一鑑定書と略称）を併せ表具している。なお、卷子とは別に、保存箱（桐箱）の中に手札大の附属文書である「坪田光蔵書簡」（料紙は洋紙厚紙一紙、未表具。法量縦一二・五センチメートル×横七・九センチメートル。以下、附二坪田書簡と略称）が納入されている。

二月一五日付で、署名は「西郷吉之助」とある。署名のみで花押や押印などはない。年次および充名を欠いている。だが書簡中に、「米國」訪問中の要人に向け政府を代表して国内情勢や島津家の内情等を長々と詳細に報知する公式的な内容と、尚々書きで「貴兄」の写真を贈られたが「醜体（ママ）」だからもう写真は取るなど私的で遠慮のない内容が共に綴られている点などからみて、明治五年にいわゆる「留守政府」の首班であった西郷から大久保利通に充てに出された書簡と推測して間違いない。

翻刻は以下のとおり。句読点は今回、筆者が付したものである。

尚々貴兄之写真參候處、如何ニも醜体

を極候間、もふハ写真取ハ御取止可被

下候。誠氣之毒千萬ニ御座候。

御一別以來御安否不奉

伺候處、彌以御壯健御巡歴

被成御座候段、珍重奉存候。米國御

着之義ハ早傳信機分相分候得共、

御紙面不相達候付御待申上候処、

御召列之人も腫物ニ而罷帰、直左右

承り安堵此事ニ御座候。御着涯より

御應接御寸暇無之趣、余程御難洪

之筈与奉存候。米國ニ而ハ厚ク引受候趣

為 皇國大慶此事ニ御座候。乍然貴兄方ハ

嚙御太儀之筈と奉存候。英國杯者少しハ

嫉心ニ而御引受之都合如何哉与奉存候。

此節ハ米國余程厚ク取會候而者

兼而不和之英國ニ御座候へハ少しハ模

様も替り候半歟。獨逸ハ当分余程
捷軍ニ誇り、人を壓倒春る勢ひも
横濱邊ニ而ハ有之趣ニ御座候。本國ハ決而
右様之風情ハ無之筈御座候得共、人民必
其勢ひ有之事ハ不免處ニ御座候。魯
國者如何之御會釈い多し候歟。此三國
之形勢相待居申候。魯國之處も此度
之模様ニ而ハ太体意底も相分候半。
先達而も魯之軍艦ハホツセツトニ
府を移し候付而ハ大工等之職人貳百人
許相雇度段申出候由、然處本國より
政府ハ此方政府江向ケ掛合い多し候ハ、
可差遣旨返答相成候段、外務省より
申出候付、幸之事候間、掛合次第早々
人数取調職人差遣候様可致、其内主取ニ
可然者両三人ハ差遣、事実探索い多し
地形等も為取調候へハ、余程可宜与吟味
相決し相待居候得共、其後何之噂茂
無御座候。獨と魯之間ハ弥隔意を
生し候趣追々申來、獨逸公使此節
御國江參り候付而も兵隊之士官を数人
差添遣し候趣ニ相聞得申候。是も定而
遠慮ある事与被察申候。当地ニ而者
獨逸人ハ一番ニ強情申張り候趣ニ御座候。
兵隊・士官等同列い多し來候て、尚更六ヶ
敷申立候義与只今ハ役人ハ心配い多し居候
趣ニ相聞可れ申候。於当地ハ何も無事

ニ而少々す、之一搔等も有之候得共、兵ヲ
用ひ候處も無之、不和之徒も誠ニ微力
之次第二而、少しも御懸念相成候義ハ有之
間敷と相考居申候。少しハ御留守ニハ騒も
可有之与奉存候得共、当分ニ而ハ格別之事も
無之、手持不沙汰之次第二御座候。新縣も
大体人員相居候處、故障付處茂
無之向ニ御座候。旧藩々之外國負債ハ都而
仕抹を付候處、案外三百萬ニ而留り、大
幸之事ニ御座候。今日より藩弘引替之
布令相成居候間、是を引換相添候へハ
又一ツ苦情も有之間敷、乘其機會
家禄消却之方法相立、大蔵省より
申立候付、三千萬丈米國ハ借入候賦ニ
相決、吉田差遣され申候。委細御申越
相成候に付略し申候。此機會不可失、両全
之良法と奉存候。○薩之方も近來
余程居合宜敷、御安心可被下候。副城公
之肝癢追々相起り、是而已心配仕申候。
宮之城公子之凶變有之、実愍然之仕合ニ
御座候。当正月二日登城被致、例年之年頭
御祝儀とハ少し模様も變り慰敷御座候由、
夫故御不興之事も起り候半歟。御帰家
後ハ余程不快之体ニ相見得候由、翌日も
又登城相成候處、弥御氣分合不宜筋ニ
見受られ候由御座候處、短筒を以腹を
打抜かれ即死い多され申候由、跡より

氣付候へハ御帰家之節、御生子之頭ヲ
かき撫られ候て、ほろ／＼と落涙被成
候趣ニ御座候。御案内御小氣之御方ニ而、年
内ニ茂切舌之義も有之、取早御全快
相成居候由御座候處、豈秤ヤ如此次第ニ而
御前向之義ハ如何様之都合ニ而候哉、
委敷不相分候得共例之御いじめ
御座候半敷与、一同推察之由ニ御座候。余程
近來ハ副城公ニ御心配被成居候由ニ
御座候間、御小膽之御質合相塞リ
候義と被拜察、実ニ愍然之次第ニ御座候。
扱、年内ニハあきれ切たる事有之何とも
訳之分ぬ事共に御座候。大迫喜衛上京
ニて変なる事致到来候。其訳ハ參事
江ハ御目通ニ罷出候義一切不相成候處、
臘月之初方、御前江可罷出旨御達御座候付、
定而御叱ニ逢ひ候義と相心得皆々覚
悟ニて罷出候處、平生ニ打變、段々
御丁寧之御挨拶有之候而、鹿兒島
縣令ニ被仰付候様周旋い多し呉候様
との事ニて、案内之次第、却而驚き候由、
夫故只今令之處ニ而ハ此以前之振合
与ハ大ニ事變り、大藏省之下役同
様之訳ニ御座候へハ、御立場与云ひ、御
位与云ひ、旁不釣合之訳ニ御座候へハ、
迎も相願候而も御許容も被為在間敷、
私共ニ到り候而ハ難有事なから余程

御体裁も当分ハ相替候付、何卒
闕下ニおひて御相應之御勤被成下候義、
兼而之懇願ニ御座候段、言葉を盡し、
再三引留たる由御座候得共、是非共
願出呉候様、強而被仰聞此上ハ無
致方ニ付、大山格之助より建白書
相調、右を以願を立候筋ニ相決し、若
御採用共相成候而ハ、忽瓦碎可致候付
とふ楚　朝廷上ニ而取揚無之様
都合い多し呉候様、大山・桂之両士よりも
書面を相添、大迫江申含差登候付、実ニ
案内之次第、且疑惑も起り、何等之處ハ
縣令之思食立ニ相成候哉相尋候處、基
上京を防ぎ候策より出候趣ニ御座候。
段々伺事等も一切不聞との御沙汰
相成候處、縣廳ニ而ハ少しも不取合、
断然採決いたし、其上城廓ハ都而
兵部省江引渡し、鎮臺之分營与
相成、兵隊屯所と相成候付如何共も
被成様無之一同之人氣ハ相離連、夫故
右様之思食立相成候義与承り候付、
然らハ十分可相尽と大迫江も打合、
旧知事公江も得と申上候様相計り、
是非知事公ハ御内願被成下候様
申出させ候得共、自分願出候而ハ
不相濟候付、大迫ハ相働候様御達シ
相成、知事公ハ差置キ副城公を

令と申義ハ、御口ニハ不出候得共、御内心ニハ落子不申向ニ御座候。左も可有之
訳と奉存候。夫々条公江内情委敷申
分り、何卒条公御手切を以御打挫
被下候處相願、御内意之賦を以大迫ヲ
条公江差出し、御丁寧ニ御諭相成、
願之趣意ハ如何ニも尤之義ニ候得共、
旧知事を其令尔被相居候義ハ不相
成御決定ニ相成居、其上
叡慮之訳も有之、御召ニも相成居候間
少し快方ニ向候ハ、早々上京いたし
叡慮之御趣意貫徹い多し候様との
を以被相達、且御直書も被成下候付、
違議ハ有之間敷と相考居候得共、未
其返事不参、相待居申候。兵隊も
都而解放し器械所等一切兵部省江
差出候付、器械所等江ハ兵部省之官員
被差遣候時機ニ罷成申候。何も違議
無之趣ニ御座候間、是丈ケハ御安心可被下候。
肥前之佐賀可少々動揺い多し候得共、
九州邊ハ外ニ六ヶ敷模様も不相見得
由ニ御座候。四國邊ハ少々、沸騰も
有之候得共、格別之事も無之、当分ニ而ハ
平穩之姿に御座候。縣々之役人も貴兄
御帰朝無之候而ハ十分ニ者まり付
不申とて、先ず見合居候向ニ御座候。
貴兄御一人ハ数千萬之人民目的ニ

いたし居候間、全國を可引起處、能々
御注意被下、御帰朝相待居申候。

○今一ツ案外之事ニハ、紀州之津田

ニ而御座候。藩政行届候訳を以、御賞典

之一条伺出、御許可相成候義ハ貴兄ハ

承居候處、此節ニ至り壹萬七千兩之

金を一時相受取、十七ヶ年分可相渡旨

取初より相定置候趣ニ而取計候處、縣

内大ニ沸騰し大藏省江伺出候處

頓与縣内ニ不被容進退相究、陸奥

を以井上江取込、井上之居宅ヲ七千兩ニ

紀州之旧知事ニ買取らせ候て、自分ニ

住居ひ候策ニて御座候由、夫々懇意ニ

相成、是非司法省之卿ニ被相居候様

井上ハ承候付可宜与同意い多し居

候處、段々右様之義熱立、強慾之

所行散々之次第ニ御座候。津田も井上

之宅江も参り候由、縣内物儀相

沸候處、直様井上江取込、司法省之

卿ニ可相居与自身ハ申述、夫を以物儀

沸騰を押付候策杯、全ク山師之

親玉ニ御座候。左候而、大藏少輔ニ被

仰付候前夜、山本・濱口之兩人を以相計、

大参事之先一ヶ年之役録を取込、

又ハ藩政行届候廉を以旧知事江

山本・濱口之兩人ハ相迫、褒美与

志て一萬兩を頂戴為致、国元より

出發之節ハ旅費壹万金餘も
持登、一向金を貪候始末、沙汰之
限りニ御座候。勿論旧知事を蔑視い
多し候義可惡之第一ニ御座候。旧知事
上京之節ハ、勅任之官之旅費ヲ
当へ、剩へ今日之處も十分一ハ不
差分、入用之節者可相渡との事にて
難渋い多し居候由、夫位切詰候ものを、
自身之取組甚以不埒之所行ニ御座候。
十七ヶ年分賞典取込ニ付而者、
表通大藏省江伺出候付、段々糺
方相成候處、誤入多る趣進退伺
差出候間、大藏省之出仕被免候而、
先其儘ニ相成居申候。十七ヶ年分
取込候者ハ、津田与伊達五郎而已ニ
御座候。餘ハいま多一ヶ年も不戴
由ニ御座候。是程大功を立候者ハ
御一新以来無之候處、利慾ニ惑、
功名水泡与相成候義、残念之至ニ御座候。
其外格別珍敷義も無御座、追々
可申上候得共、任幸便荒々御安否
御伺旁奉得御意候。恐惶謹言。

二月十五日認 西郷吉之助

附一【西郷従道鑑定書】

(朱文楯田印「孝古」)

此書翰南洲兄

在米大久保甲東先生へ

贈られし書と鑑定、

真蹟無疑者也。

南浦(白文方印「西郷従道」)(朱文方印「南浦漁夫」)

附二【坪田光蔵書簡】

西郷吉之助先生の書翰

贈呈申上げます、

御笑納被下度し。

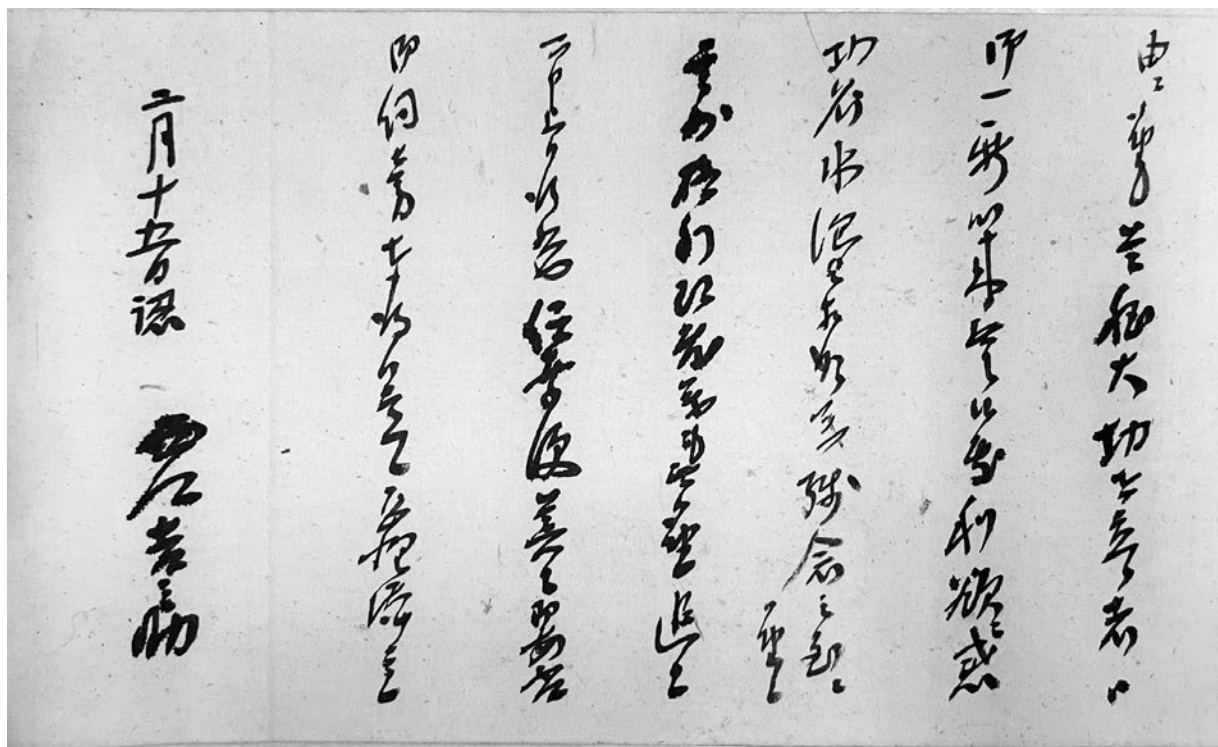
北白川

『七月 日』『坪田光蔵』(朱文円印「坪田光蔵」)

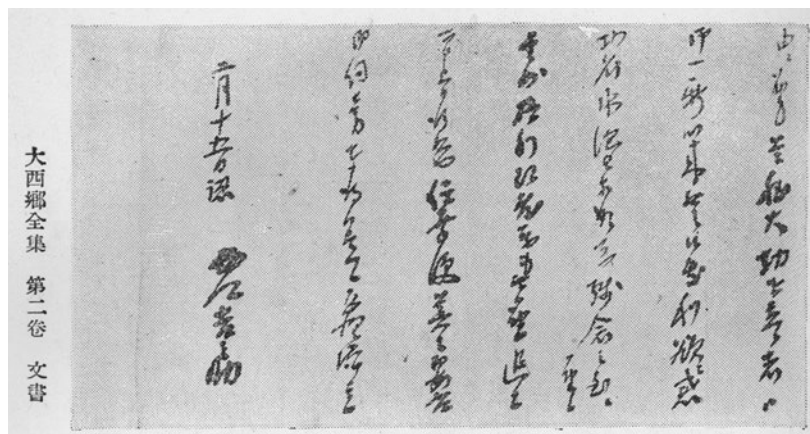
服部岩吉『様』

二、書簡の真贋について

書簡の真贋について、論を進めたい。これまで見てきたように、当該書簡の内容は明治五年(一八七二)岩倉具視や大久保利通らの政府高官が欧米に大規模な外遊を行った際、「留守政府」の首班として日本の政治を守っていた西郷から在米の大久保へ出されたもので、豊富な情報を提供する一級史料として日本近代史研究上、しばしば引用されてきた⁽⁴⁾。重要史料であって何の問題もない。さらに尚々書き(追伸)の部分は、友人である西郷へ贈呈された大久保の肖像写真を「醜体」と称して批判するなど、西郷の写真嫌いを象徴する発言としてしばしば引用される「名エピソード」でこれまた広く知られる。



【図3】西郷隆盛書簡 二月一日付け（推定明治五年大久保利通充て）
卷末部分



【図4】『大西郷全集』第二巻（1927年、平凡社） 603頁 掲載図版

の書簡を見慣れない筆者の眼にはどうしても「怪しく」思われるのである。ところが、『大西郷全集』に図版掲載されている書簡、鹿児島県歴史資料センター黎明館の展示図録『南洲精神をさぐる』⁵⁾に図版掲載されている書簡など、西郷隆盛自筆として知られている書簡の写真多数を閲覧してみれば、ほとんどが今回「新しく」見出した当該書簡とそっくりの特徴を共有していることがわかる。となるとこれは、何となくの不安とは裏腹に、西郷隆盛の自筆書簡と考えて間違いないさそうである。ただ、どうしても筆跡についての不安は拭いきれない。これについて、

内容は申し分ないのだが、これだけ長大な手紙が、左肩さがりの御家流文字でさらさらと一筆で書かれ、訂正や躊躇の形跡がまるで見受けられない。文字の大きさはほぼ均一で、一行の中心線もぶれがなく筋が通っている。あまりにも流麗で渋滞がなく、一見して「写し」なのであるという疑念を抱かずにはおられない。まして、花押も押印も存在しない。通称による「西郷吉之助」の署名もまったく気負わないもので、本文と同じ筆勢であっけないまでにさらりと一気に書かれている。世間に流布する、大字で書かれた迫力満点の「南洲」条幅作品の書風とも趣が全く異なる。日ごろ、西郷

西郷隆盛書簡鑑定の權威である、鹿児島市の公益財団法人西郷南洲顕彰会に協力を仰ぎ、令和五年一二月に写真をお送りして同会専門委員である高柳毅氏にご意見を頂戴した。結果、高柳氏からは電話にて「まごうことなく南洲の自筆書簡」であるとのご見識をいただいた。筆者が不安に感じた、整いすぎとも感じさせる筆跡についても、それが西郷の書の特徴なのだとも明確に教示いただいた。筋が通り行間が均一なものも、巻紙を手持ちでしっかり保持し、真ん中をねらって一気に書くからであり、界線がなくとも自然と一定の幅で揃ってくるという。流麗かつ渋滞なく書けるのは頭脳の緻密さを示していて、全く印象の異なる書幅作品とは、そもそも書き方が全く違うのだという御見解である。南洲の書は書幅よりも手紙の方に特色があり、良いとも仰った。全く目から鱗で、高柳氏の生き生きとしたご教示で、疑問が氷解したように感じる。西郷隆盛を身近に知る人の多かった鹿児島では、西郷その人が手紙を書く身振りや書き方までが、今日に至るまで伝承されているのであろう。

さらに補強材料として、『大西郷全集』に掲載された写真図版⁶⁾とも比較しておく。筆者としては今回「新しく」実物を見出したつもりも書簡だが、実は昭和二年(一九二七)に刊行された『大西郷全集』に写真図版が掲載されていた。巻末部分を比較してみれば明らかのように、これは全く同じ品物である。このときすでに、充名部分は存在していなかったことがわかる。当時の所有者は薩摩出身の政治家「安楽兼道」であった⁷⁾。

三、書簡の伝来過程について(大久保利通から安楽兼道、坪田光蔵、服部岩吉へ)

この書簡はどのように伝来し、滋賀県へと流転してきたのだろうか。昭和二年(一九二七)の段階で、薩摩出身の政治家・安楽兼道(一八五

一〜一九三二)が所有していたことは前節で述べた。安楽は実は、西郷隆盛とも直接的に因縁浅からぬ人物である。薩摩郷土出身の安楽は明治四年(一八七一)に御親兵衛士として上京。明治六年一〇月に一度除隊して帰郷するものの、翌年一月には再上京している。後年、警視總監となったことでも明らかのように内務(警察)官僚の道を進み、旧薩摩藩士族の中では西郷ではなく大久保利通・川路利良系の人材であった。西南戦争の勃発に先立ち、大久保が薩摩に送り込んだ密偵の一人ともいわれ、明治一〇年(一八七七)一月に西郷暗殺計画加担の容疑で私学校党から拷問を受けて収監され、西南戦争開始後の三月一〇日、鹿児島に入った勅使一向に救出されている⁸⁾。

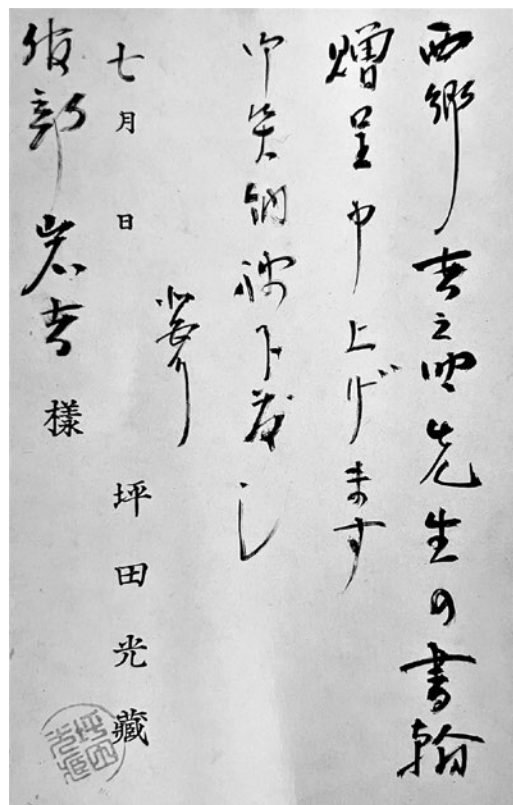
ただ、もとより薩摩の英雄である西郷隆盛を尊崇する思いはあったと考えられ、大久保自身か、その周囲の者から西郷の書簡をもらい受けたのであろう。『大西郷全集』の編纂にあたって、愛蔵する書簡を提供したのも西郷讃仰の思いあつてのことと思われる。なお、『大西郷全集』掲載図版のために写真撮影を行った段階では、おそらく書簡は裏打ちがなく丸めただけの未表具状態であったと考えられ、本紙天地の小口部分に、ところどころ損傷だったかと思われる箇所が写り込んでいる。

その後、西郷の実弟・従道(一八四三〜一九〇二)による「(南洲兄の)真蹟疑いなき者也」という鑑定書を附して卷子装に装丁され、所有者も変更となった。時期は不明ながら、京都市在住の政治家である坪田光蔵の所有に帰したのである。

坪田光蔵は明治二六年(一八九三)に京都市上京区で生まれた⁹⁾。明治四一年(一九〇八)京都市立第三高等小学校を卒業して京都市水利部の給仕として奉職、余暇に早稲田大学校外生として全科を修了し、同四五年に京都市水利事務所書記に任用された。大正八年(一九一九)に官を辞して実業界に入り、京都通信社や日本精機工業株式会社などの社長を兼ねて関西実業界に重きをなしたという。

坪田はまた政治家としても活躍し、初め立憲政友会に入り同党京都支部の幹事となったが脱党。昭和六年（一九三一）に立憲民政党に入るが同党所属・安田耕之助の京都市長就任に反対して除名され、ただちに京都民政会を創設して会長となった。昭和六年九月の京都府会議員選挙に立候補して初当選するや、以後同一〇年、一四年と三選され昭和二二年一月に辞任するまで府会で活動。昭和一一年一月から一四年九月まで京都府会副議長をつとめた。他方、昭和八年五月京都市会議員に挙げられ、同一二年の再選を経て同一六年七月まで市政にも参与したという。国政にも挑戦し、昭和一二年（一九三七）・一七年（一九四二）・二七年（一九五二）の衆議院議員選挙に京都民政会、翼賛政治体制協議会推薦、自由党の立場から出馬するもいずれも落選している。戦後は昭和二六年の追放解除後日本自由党に入り、保守合同後は自由民主党京都府連合会長ともなった。戦前・戦後を通して保守系の政党政治家として活躍した人物と評して差し支えなからう。

かかる坪田光蔵のもとへ、西郷隆盛の書簡が渡った詳しい事情は不明だ。ただし、坪田と薩摩人士との間には二つの接点があった。ひとつは、坪田自身が「薩摩琵琶」を趣味にし、児玉天南および原田泰南に師事していたことである⁽¹⁰⁾。薩摩琵琶は幕末期までは薩摩のみで行われていた郷土音楽だが、島津斉彬の藩主時代以降は江戸をはじめ各地で演奏された。その名手として知られたのが児玉天南（一八四六～一九一七）である。薩長同盟が結ばれた会合で琵琶を弾き、西南戦争にも従軍するなど西郷や大久保らと直接関係のあった人物だ。坪田が児玉天南の弟子や関係者を介して安楽兼道から書簡を入手した可能性が考えられよう。また、もうひとつの注目点は坪田が柔道家でもあり、昭和三六年（一九六一）現在段階で講道館五段、大日本武徳会七段の腕前だったことである⁽¹¹⁾。明治期以来、警察官が柔術の修練を必須とし講道館柔道を取り入れていることは周知の事実だが、坪田も府議在任中「特に警察官の



【図5】 附二坪田光蔵書簡
服部岩吉へ贈呈の旨を述べる

待遇改善」に熱心であったとされるなど警察官僚とは親しい関係にあった。都合四度も警視総監を務め、警察系の内務官僚を代表する安楽兼道とも接点の生じる可能性が存在したことは考えられる。

最後に、坪田から服部岩吉への譲渡ラインについて考えたい。附二の附属文書の内容は坪田から服部に対し「西郷吉之助先生の書翰贈呈申し上げます、御笑納被下度し。」というだけのあっさりしたもので、ここからは無償譲渡であっただろうという程度のことしか推測できない。

服部と坪田との関係はこれまで詳しくは知られておらず、二人が特に親密であったという指摘もない。戦前は一貫して政友会系であった服部と、政友会から民政党系に移籍した坪田とは党派的にも距離がありそうである。ただ、戦後はともに自由党から自由民主党に属し、古くからの党人派として隣接する京都府・滋賀県を地盤とする地方政治の重鎮であったことは共通点で、さまざまな会合等で互いに見知った仲ではあったろう。そして何より、坪田は昭和三六年（一九六一）段階で「株式会社滋賀県スポーツ会館取締役」⁽¹²⁾であった。

株式会社滋賀県スポーツ会館という組織については不明な点が多いが、戦後大日本武徳会の解散に伴い県に接収された滋賀県武徳殿（柔道・剣道の武道場）の運営に関わった過渡期の短命組織ではないだろうか¹³。坪田が服部から直接、または間接的に株式会社滋賀県スポーツ会館の取締役就任を依頼された可能性は高く、そうした関係から西郷書簡の無償譲渡が実現したのである。

服部が西郷隆盛を慕っていたという逸話は知られていないが、日本史上、大政治家として密かに尊敬の念を抱いていたとしても何らの不思議はない。服部は西郷書簡を所有していることを自ら自慢することもなく、密かに愛蔵して珍重していたのであろう。みづから書画をよくし、文人政治家であった¹⁴。服部岩吉らしい新エピソードといえるだろう。

まとめ

琵琶湖文化館に新しく寄託された西郷隆盛書簡について、その内容を翻刻・紹介するとともに、作品としての真贋と伝来過程について考察した。実はすでに、西郷の基礎史料集である『大西郷全集』および『西郷隆盛全集』において活字化済みの史料で、その内容は日本近代史研究史上に活用されてきたものである。ただし、前者には若干の誤謬があつて翻刻方法にも特異な部分（薩摩方言の「半」を原本通りの漢字表記とせず、平仮名の「はん」に書き替えるなど）があり、また後者は読み下しの形での掲載であつたためいずれもそのままでは古文書の原文にたどり着きがたい点が多かった。そこで、改めて原本における漢字や仮名の表記を尊重した形での翻刻文を掲載した。

次に、書簡の真贋について論じた。基本的な事実として、今回新しく寄託された書簡は昭和二年（一九二七）刊行の『大西郷全集』第二巻に

写真版入りで掲載された史料と全く同一の作品であつて写真複製品などではなく、オリジナルの原本である。また、西郷の肉筆としての真贋性については、筆者自身が諸文献に掲載されている西郷自筆書簡の写真と比較してみた印象として、正しく自筆のものと考えている。西郷隆盛書簡の鑑定に権威がある西郷南洲顕彰会へも照会を行い、専門委員の高柳毅氏から「まごうことなく南洲の自筆書簡」であるとのご見識もいただいた。

さらに、書簡の伝来過程についても追究、考察を行った。現在段階で史料による明確な伝来の跡付けは困難であるが、西郷隆盛から在米の大久保利通へ充てられた書簡はそのうち、①大久保利通→②安楽兼道（薩摩出身の内務官僚）→③坪田光蔵（京都市在住の地方政治家）→④服部岩吉（滋賀県在住の政党政治家・初代民選知事）という伝来過程をへて、現在の所有者へとたどり着いたものである。ただし、昭和二年の『大西郷全集』で安楽兼道の所蔵である旨が公表されて以降の流転についてはこれまで一般には知られておらず、昭和五三年刊行の『西郷隆盛全集』第三巻では典拠を『大西郷全集』所収であることに求めるなど、長らく原本は所在不明の状態と考えられてきた。

今回、およそ一〇〇年ぶりの原本「再発見」により、日本近代史上の重要史料である西郷隆盛書簡を多角的に研究、再評価し、その成果を活用していく契機が開かれた。今後、新・琵琶湖文化館や県内各地での展示公開はもとより、さまざまな形で全国的に活用されていくことを期待したい。本稿がその第一歩となることを期して、稿を閉じたい。

（このうえ まさる・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課課長補佐

兼滋賀県立琵琶湖文化館副館長）

註

- (1) 大川信義編『大西郷全集』(一九二七、大西郷全集刊行会・平凡社)
当該書簡は第二巻の五八六〜六〇四頁に「安楽兼道氏所蔵」の品として写真
図版入りで翻刻される。
- (2) 西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』(一九七六〜一九八〇、大和書房)
当該書簡については第三巻(昭和五三〜一九七八年刊)の二二六〜二三五
頁に所蔵者を示さず、「大西郷全集」所収のものとして翻刻される。
- (3) 公益財団法人西郷南洲顕彰会は昭和五七年に鹿児島県と鹿児島市が基金拠出
して財団法人として組織され、西郷南洲(隆盛)を中心とする明治維新先覚
者の遺徳偉業を検証するとともにその事績および精神的遺産を後世に顕彰す
るための研究調査ならびに一般への啓発活動を行うこと等を会の目的に掲げ
ている。その活動の一環として、鹿児島市立西郷南洲顕彰館の受託運営を行
うとともに、西郷南洲に係る遺品・遺墨・遺稿などの鑑定事業等を実施して
いる。
- (4) 当該書簡の内容を直接引用して叙述された事例には、田中惣五郎『西郷隆盛』
(人物叢書 一九五八、吉川弘文館)二九一〜二九三頁に欧米の情勢につい
て分析した西郷の見解にかかる引用と評価、猪飼隆明『西郷隆盛』(岩波新
書新赤版 一九九二、岩波書店)一二〇頁に秩禄処分断行について在米の
大久保に説明し、承諾を得ようとした事実の紹介、毛利敏彦「意外に細心な
大人物」(後掲・展示図録『南洲精神をさぐる』一五頁)に紀州藩の津田出
を痛烈に批判する一文を引用した事例などがある。他にも大久保の肖像写真
への批判、西郷と島津久光との内面的葛藤についての説明などを含めて、豊
富な情報を蔵する本書簡の内容が利用されることは多く、西郷隆盛研究や日
本近代史研究の上で著名な史料であることに疑いを容れない。
- (5) 展示図録『南洲精神をさぐる』(鹿児島県歴史資料センター黎明館、一九八五)
- (6) 前掲『大西郷全集』第二巻六〇三頁掲載の巻末部分写真(図4)
- (7) 前掲『大西郷全集』第二巻六〇四頁に「安楽兼道氏所蔵」とあり。
- (8) 安楽兼道の経歴については、ウィキペディア「安楽兼道」の項目を参照した。
(インターネット百科事典 Wikipedia) 二〇二四年一月九日閲覧
また、安楽兼道が明治一〇年(一八七七)に大久保利通・川路利明により郷
里薩摩へ私学校党視察の密偵として派遣された警視庁員二五名の一人で、か
えって私学校党に捕縛、拷問、監禁されたこと等については土原ゆうきの歴
史サイト「桐野利秋、人物評4 安楽兼道」に詳しく、それらを含めて参照
した。同サイトは天沼勇吉『安楽兼道翁』(凸版出版、一九三三)などの文
献をもとに叙述されていて筆者としても原典を閲読したいが県内の公共図書
館等には所蔵されておらず、今回はサイトの情報に依拠した。
(<http://murakumol868.web.fc2.com/>) 二〇二四年一月九日閲覧
- (9) 坪田光蔵の経歴については、京都府議会事務局編『京都府議会歴史代議員録』
(京都府議会、一九六一)「坪田光蔵」の項目によった。
- (10) 前掲『京都府議会歴史代議員録』(京都府議会、一九六一)三八八頁
- (11) 前掲『京都府議会歴史代議員録』(京都府議会、一九六一)三八八頁
- (12) 前掲『京都府議会歴史代議員録』(京都府議会、一九六一)三八八頁
- (13) 株式会社滋賀県スポーツ会館なる組織については滋賀県公文書館アーキビス
トの協力を得て調べたものの県の公文書には史料が存在せず、不明である。
坪田光蔵が大日本武徳会の関係者であった背景から、混迷期の滋賀県武徳殿
の運営に関わった、過渡期の短命組織ではないかと推測する。
- 滋賀県武徳殿は、もともと一九三六年(昭和一一)に大日本武徳会が募金を
集めて建設した武道場であったが、敗戦後GHQにより一時武徳会が解散さ
せられて県有財産となっていたものを改修し、当時の服部岩吉知事によって
一九四八年一月三日に博物館兼物産陳列場である「滋賀県立産業文化館」
となった。その後の一九五六年(昭和三一)、知事の交替を契機に武道場へ
復帰し、柔道と剣道を中心に、滋賀県警察をはじめ一般の利用に供する「滋
賀県体育文化館」として親しまれたが、老朽化等のため二〇〇九年に閉館した。
(井上ひろ美「滋賀県における地域博物館史の一事例―滋賀県立産業文化館

から滋賀県立琵琶湖文化館へ―」滋賀県立琵琶湖文化館『研究紀要』第二三
号、二〇〇七）など。

- (14) 岩国万里夫『服部岩吉』（一九六七）、企画展『服部岩吉―湖国デモクラシー
の足跡―』展示図録（二〇〇〇、栗東歴史民俗博物館）および同図録一九〇
二〇頁所収の井上優「服部岩吉の生涯と政治思想」などに、文人政治家とし
ての服部の側面が紹介されている。

* 本稿の成立にあたって、文化財の所有者から調査や掲載・公表にかかる格別の
ご協力を賜りました。

また、高柳毅氏（公益財団法人西郷南洲顕彰会専門委員）からは書簡の真贋や
価値にかかる貴重なご意見やご教示をいただくなど、格別のご高配を頂戴しました。
糸野陽子氏（鹿児島市西郷南洲顕彰館学芸員）、田中聡氏（立命館大学文学部教授）、
白木正俊氏（京都大学非常勤講師）、大月英雄氏（滋賀県公文書館）、杉原悠三氏（滋
賀県公文書館）の各氏からは種々の教示や便宜を得ました。とくに、京都市の政
治家である坪田光蔵については白木正俊氏による貴重な教示と資料提供により執
筆することができました。

文化財の調査と受託については、滋賀県立琵琶湖文化館の学芸スタッフ（古川
史隆主幹、和澄浩介主任学芸員、田澤梓学芸員、岩崎里水学芸員）とともに実施
したものです。

なおかつ、琵琶湖文化館の田澤梓氏には原稿の編集・校正等の一切において、
格別のお骨折りをいただきました。

多くの関係者に対して、深甚の謝意を表します。

滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第四十号

発行 令和六年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 大津紙業写真印刷株式会社